

テイクアウト・デリバリー応援事業 取扱店募集！

流山市テイクアウト・デリバリー応援事業募集要領

■目的

令和3年1月7日に千葉県において緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言は感染拡大防止を図る目的があることから、流山市は営業時間の制限を受ける飲食店がテイクアウトおよびデリバリーで売り上げ回復を図るとともに、市民の自宅での飲食を促進するため、「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業」を実施するものです。

■事業概要

当該応援事業の取扱店として登録した店舗（以下：「取扱店」）に「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業割引換金引換券」（以下：「引換券」）を発行します。

取扱店は、テイクアウトまたはデリバリーにより商品を購入したお客様に、商品代金1,000円（税込）毎に300円を割引していただきます。割引していただいた300円は後日、引換券により取扱店に補填します。割引はあくまでも千円単位です。お客様1回あたり、5,000円（税込）の商品購入が割引対象の限度です（1回の割引限度額1,500円）。5,000円（税込）を超えた部分や千円単位を超えた端数、千円未満は割引対象にはなりませんのでご注意ください。

※引換券は100枚単位で100枚～500枚まで請求のあった分を配付します。

※引換券は1枚300円です。（事業全体で10万枚発行）

※引換券はお客様に配付するものではなく、取扱店が会議所に対し換金用に使用します。

補填方法は、引換券に取扱店名やお客様の署名（サイン）などの必要事項をその都度ご記入いただき、専用封筒で流山商工会議所に返送します。内容を確認後、指定の口座に補填額を振込します。

また、令和2年3月以降にテイクアウト及びデリバリーを導入した取扱店には、導入支援金として別に30,000円を支給します。※実施状況が確認できる写真添付が必要です。

1. 割引サービスの実施期間

令和3年2月7日（日）から、全ての引換券の利用が終了した時点、若しくは同年3月21日（日）までとします。

2. 登録資格

「Go to eat 千葉」に登録され、テイクアウトやデリバリーの事業を実施する市内飲食店。

※「Go to eat 千葉」に登録されていない事業者については、「Go to eat 千葉」への登録が必要になります。「Go to eat 千葉」への店舗登録手続きは、以下にご確認ください。

【Go to eat 千葉】への登録

■ [千葉県 Go To EAT 事業公式サイト](https://www.chiba-gte.jp/) <https://www.chiba-gte.jp/>

■ コールセンター ☎ 0570-052-080 （平日 10:00～19:00）

3. 提出書類

①取扱登録店の申請

・「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業取扱店登録申込書（兼）誓約書」

②導入支援金の申請

※令和2年3月以降にテイクアウト及びデリバリーを導入した取扱店のみ

- ・「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業導入支援金申請書」
- ・テイクアウトやデリバリーの状況が分る「写真」

例：店舗における弁当の陳列や配達における積み込みの様子等

③「Go to eat 千葉」にこれから登録手続きをされる方

上記①や②の提出とあわせ、登録承認が済んだ旨の書類等の確認を流山商工会議所でさせていただきます。

※ネット登録申請と、郵送やFAX登録申請がありますので、詳しくは、会議所にお問い合わせください。

4. 提出先(ファックスまたは郵送、持参)

流山商工会議所 〒270-0164 流山市 流山2丁目 312番地
FAX 7158-6113 電話 7158-6111

5. 登録申請期間 ~ 令和3年2月26日(金) ※必着

6. 引換券への記入

①取扱店の記入

「引換券」及び(控え)の(アンダーライン)部分の取扱店名、利用期日、売上額、テイクアウトかデリバリーの別を1枚ごとに記入

②お客様の記入

「引換券」の(あみかけ)部分の住所の市内・市外の別、利用期日、署名(サイン)を1枚ごとに記入

7. 割引への補填方法

①上記内容の記入済み「引換券」を個々に切り取り(「控」は取扱店用)、後日送付の専用封筒(取扱店名と引換券の封入枚数を記入)を使って流山商工会議所に返送。※送料は流山商工会議所で負担。1回に1枚の封筒に封入できない場合は、複数枚の封筒に分けて返送ください。

②返送のあった引換券の内容と枚数を会議所で確認します。

③取扱店登録申込書に記入いただいた振込先に入金します。※振込手数料は会議所で負担します。

8. 引換券受付日(必着)と振込予定日

令和3年2月17日(水)、 同3月10日(水)、 同3月24日(水)

※受付日から3日以内に指定の口座に振り込みます。

9. 取扱店への送付物品

- ①「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業割引換金引換券」
- ②返送用の専用封筒
- ③PR用のぼり旗
- ④ラミネートPOP
- ⑤PR用チラシ

※PR用のぼり旗用のポールは各店でご用意ください。

事業受託者

【問い合わせ】

流山商工会議所

TEL : 7158-6111